

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から郵送されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日以降に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のことは、岐阜南年金事務所へおたずねください。

いい 未来

11月30日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民一人一人に高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

【相談場所】岐阜南年金事務所（岐阜市市橋2-1-15）

【相談日時】平日 午前8時30分～午後5時15分



消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

秋の全国火災予防運動

秋の火災予防運動が11月9日から11月15日まで実施されます。この運動は、火災の発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防に対する意識の向上をはかり、火災の発生を防止することを目的としています。

皆さんは普段、火災を未然に防ぐために心掛けていることはありますか？火災は皆さんの心掛けで予防することができます。そこで火災を予防するための、3つの習慣、4つの対策をご紹介します。

<3つの習慣>

- ①寝たばこは絶対止めましょう。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

<4つの対策>

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ②寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置しましょう。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作りましょう。

これらのことを何か1つでも心掛けることができれば、火災を予防することができます。大切な家族、財産を火災によって失わないように、できることから実行していきましょう。

